

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和8(2026)年5月27日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「5月23日、24日と開催された『東北絆まつり2026盛岡』は無事に終了したと聞いている。雑踏警備に従事した全ての職員に感謝申し上げたい。

栃木県の強盗殺人事件に関し、首謀者の男の逮捕状が出された旨報道されたが、これは警察の匿名・流動型犯罪グループ対策の成果だと思う。これからは、手がかりを点から線、面にしていくための情報分析が更に重要になると考えており、警察官に多様な能力が求められているところではあるが、個々の得意分野を生かし、結集することで、一つ一つの事件を解決していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和8年4月末現在）

警察本部から、「本年4月中の受理件数は5件であり、内容は、警察官等の言動に関するもの2件、刑事事件の捜査に関するもの1件、その他として、苦情対応に関するもの等2件であった。また、4月中における処理件数は2件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「県民の立場からすれば、根拠があり正論であっても警察官の言動は強く感じられ、委縮したり、反感を持ちやすいという印象がある。警察は、根拠があるからこそ丁寧な応接に心掛け、誤解を招くような事態に発展しないよう配慮をお願いしたい。」

【生活安全部議題】

○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正について

警察本部から、「『盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律』で規定する特定金属くず買受業に係る措置が令和8年6月1日に施行され、特定金属くず買受業の届出等に係る事務が公安委員会の権限に属する事務に追加となることから、当該事務を警察本部長等の専決事項とするため、関係規程等を改正しようとするものである。改正を要する規程等は、『岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程』及び『岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令』であり、専決事項とする特定金属くず買受業に係る公安委員会事務

は、①事業開始届出書の受理、②事業廃止届出書及び届出事項変更届出書の受理、③届出番号等の通知、④特定金属くず買受業を営む者に対する指示、⑤特定金属くず買受業を営む者に対する報告若しくは資料の提出要求又は立入検査の実施、⑥身分証明書の交付、⑦盗難特定金属製物品に関する情報の提供の7つである。改正内容は、特定金属くず買受業に係る措置に関する岩手県公安委員会の事務を本部長の専決事項とし、専決規程の『生活安全部関係専決事項』に追加するとともに、警察本部長の専決事項とした事務を警察署長等の専決事項とし、専決訓令の『生活安全部関係専決事項』に追加するものとなる。施行期日は令和8年6月1日であり、四半期ごとに当該専決事務の処理状況を公安委員会に報告する。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 風営適正化法違反事件の検挙について

警察本部から、「風営適正化法では、官公庁や学校等の保護対象施設の周囲200メートル以内における店舗型性風俗特殊営業を禁止しているところ、メンズエステ2店舗が同区域内で営業されていたことから検挙に至ったものである。また、本件捜査に当たっては、各警察署の若手捜査員を運用し、捜査員個々のレベルアップを図っている。本件については、5月20日に関係証拠品の公開と併せマスコミ各社に報道発表をしており、テレビや新聞で大きく取り扱われたことから、潜在化する違法風俗店に警鐘を鳴らすとともに地域住民への安心感にもつながったと考えている。」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 薬物乱用防止広報の取組について

警察本部から、「この取組は、令和5年8月策定の『第六次薬物乱用防止5か年戦略』に基づき、覚醒剤をはじめとする違法薬物の乱用防止を目的として、関係機関が連携し、規制薬物に対する正しい知識を持つために必要な情報発信、薬物乱用者の立ち直り支援、取締り等を推進しているものである。警察では、毎年6月から7月の2か月間を『薬物乱用防止広報強化期間』として、薬物乱用防止に関する広報啓発活動、インターネット上の違法情報や有害情報の削除要請等の諸対策を重点的に推進するとともに、取締り活動等総合的な対策を推進している。全国の薬物情勢であるが、減少傾向にあった覚醒剤事犯の検挙人員が一昨年から増加に転じたほか、大麻事犯は平成26年以降増加を続け、昨年の検挙人員は過去最多の令和5年を超えており、特に、若年層への蔓延が顕著となっている。令和7年中の県内の検挙状況を見ると、覚醒剤事犯の検挙人員が前年比16人減の10人、大麻事犯の検挙人員が前年比3人減の25人であり、大麻事犯では少年4人が検挙されるなど、当県においても、若年層への蔓延が懸念される状況にある。また、営利目的の覚醒剤事犯で検挙された者の約4割が暴力団構成員等であり、外国人も増加傾向にあるなど、薬物事犯の背後には依然として暴力団や外国人犯罪組織等の関与が認められる。本年の取組では、6月1日から7月31日までの2か月間、検挙・取締りの強化、税関と連携した密輸入対策の推進、生活安全部や関係機関との連携による団体や学生対象の薬物乱用防止講話を実施するほか、マスコミ各社の協力による広報啓発活動等を推進し、薬物乱用を許さない規範意識の醸成・向上に取り組むこととしている。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 人財育成課

県下逮捕術大会における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

○ 監察課

運転免許取消処分に対する審査請求の受理についての説明

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁
運転免許課業務報告、決裁

○ 交通企画課

地域交通安全活動推進委員の辞職及び新規委嘱の承認についての説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理等についての説明、決裁